

議第 30 号

下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の
一部を改正する条例について

下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を、
別紙のとおり定める。

令和 4 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

国が示す「非常勤消防団員の報酬等の基準」を踏まえ、出勤報酬及び年額報酬の額を
標準額に改めるほか、災害支援団員に関する必要事項を追加するため、当該条例の一部
を改正するもの。

下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成16年下呂市条例第149号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（種類及び定員）</p> <p>第2条 消防組織法第19条第2項の規定に基づく団員の定数は1,230人とし、種類は次のとおりとする。</p> <p>（1）基本団員 次号の<u>災害支援団員</u>以外の消防団員で定数は1,160人とする。</p> <p>（2）<u>災害支援団員</u> <u>火災その他の災害</u>の現場で不足する消防力を補完する消防団員で、任用期間は5年未満とし定数は70人とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（任命）</p> <p>第3条 消防団長（以下「団長」という。）は消防団の推薦に基づき市長が、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから市長の承認を得て任命する。</p> <p>（1）当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p><u>2 災害支援団員は、方面隊長の推薦に基づき団長が、次の各号の資格を有する者のうちから市長の承認を得て任命する。</u></p> <p>（1）<u>元消防団員又は元消防職員として消防経験を有する者</u></p> <p>（2）<u>災害等の支援に必要な技術を有する者</u></p>	<p style="text-align: center;">（種類及び定員）</p> <p>第2条 消防組織法第19条第2項の規定に基づく団員の定数は1,230人とし、種類は次のとおりとする。</p> <p>（1）基本団員 次号の<u>機能別団員</u>以外の消防団員で定数は1,160人とする。</p> <p>（2）<u>機能別団員</u> <u>火災及びその他の災害</u>の現場で不足する消防力を補完する消防団員で、任用期間は5年未満とし定数は70人とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（任命）</p> <p>第3条 消防団長（以下「団長」という。）は消防団の推薦に基づき市長が、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから市長の承認を得て任命する。</p> <p>（1）当該消防団の区域内に居住し、又は勤務するもの</p>

改正後

改正前

(分限)

第5条 (略)

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) (略)

(2) 第3条第1項第1号に該当しなくなったとき。

(報酬)

第12条 団員には、報酬として別表第1に掲げる年額報酬及び別表第2に掲げる出動報酬を支給する。

2 別表第1に掲げる年額報酬を支給する場合に、年度の中途において就任又は退任した場合は、勤務した月割によって計算した額の報酬を支給する。

3 団員が一つの災害に3日以上従事したときは、市長の認めるところにより特別報酬を支

(分限)

第5条 (略)

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) (略)

(2) 当該消防団の区域外に転住し、又は転勤したとき。

(報酬)

第12条 団員には、次の表に定める額の報酬を支給する。

団長	年額 53,300円
副団長	年額 44,500円
分団長	年額 32,500円
副分団長	年額 29,300円
部長及び班長	年額 23,700円
団員	年額 23,100円

2 前項の報酬を支給する場合に、年度の中途において就任又は退任した場合は、勤務した月割によって計算した額の報酬を支給する。

3 団員が一つの災害等に3日以上従事したときは、市長の認めるところにより特別報酬を

改正後	改正前
<p>給することができる。</p> <p>4 特別報酬の額は、<u>8,000円</u>とする。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条 <u>団員が公務のため市外に旅行した場合は、下呂市職員等の旅費に関する条例（平成16年下呂市条例第51号）の例により費用弁償を、やむを得ず自家用車を使用する場合は、市職員の例により支給する。</u></p> <p>(報酬及び費用弁償の支給方法)</p> <p>第14条 <u>別表第1に規定する年額報酬は、年2回に分けて、9月及び3月に支給することができる。</u></p> <p>2 <u>別表第2に規定する出勤報酬、第12条第3項に規定する特別報酬及び第13条に規定する費用弁償は、3月ごとにまとめて支給することができる。</u></p> <p>(退職報償金)</p> <p>第16条 団員（勤務年数が5年未満である者及び災害支援団員を除く。）が退職した場合には、別にその者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>支給することができる。</p> <p>4 特別報酬の額は、<u>7,000円</u>とする。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条 <u>団員が災害、訓練等の職務に従事したときは、別表のとおり手当を支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の場合を除き、団員が公務のため市外に旅行した場合は、下呂市職員等の旅費に関する条例（平成16年下呂市条例第51号）の例により費用弁償を、やむを得ず自家用車を使用する場合は、市職員の例により支給する。</u></p> <p>(報酬及び費用弁償の支給方法)</p> <p>第14条 <u>第12条に規定する報酬は、年2回に分けて、9月及び3月に支給することができる。</u></p> <p>2 <u>第13条に規定する費用弁償は、3月ごとにまとめて支給することができる。</u></p> <p>(退職報償金)</p> <p>第16条 団員（勤務年数が5年未満である者及び機能別団員を除く。）が退職した場合には、別にその者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給する。</p> <p>2 (略)</p>

改正後		改正前	
別表第1（第12条関係）			
団長	年額 82,500円		
副団長	年額 69,000円		
分団長	年額 50,500円		
副分団長	年額 45,500円		
部長及び班長	年額 37,000円		
団員	年額 36,500円		
災害支援団員	年額 5,000円		
別表第2（第12条関係）		別表（第13条関係）	
区分	金額	区分	金額
水火災又は地震等の 消防活動に従事した とき	1日8,000円（4 時間未満の場合 は4,000円）	水火災又は地震等の 消防活動に従事した とき	1日7,000円（4 時間未満の場合 は3,500円）
警戒、捜索等の消防活動に従事したとき の項（略）		警戒、捜索等の消防活動に従事したとき の項（略）	
会議、訓練、講習会 等の各種行事に従事 したとき	1日3,000円（4 時間未満の場合 は1,500円）	訓練、講習会等の各 種行事に従事したと き	1日3,000円（4 時間未満の場合 は1,500円）

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(下呂市消防団災害支援団員の設置等に関する条例の廃止)

- 2 下呂市消防団災害支援団員の設置等に関する条例(平成19年下呂市条例第9号)は、廃止する。

【参考資料】

下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

国が示す「非常勤消防団員の報酬等の基準」を踏まえ、出勤報酬及び年額報酬の額を標準額に改めるほか、災害支援団員に関する必要事項を追加するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 機能別団員を災害支援団員に改めます。

(第2条関係)

(2) 災害支援団員の任命規定を追加します。

(第3条第2項関係)

(3) 分限における条件を、任命規定との統一を図り改めます。

(第5条関係)

(4) 災害、訓練等の職務に従事したときの手当を費用弁償から出勤報酬に改め、別表第2に規定します。

(第12条、第13条関係)

(5) 特別報酬の額を改めます。

(第12条第4項関係)

(6) 年額報酬と出勤報酬の支給方法を区別します。

(第14条関係)

(7) 年額報酬の額を標準額に改めます。

改正後		改正前	
団長	82,500円	団長	53,300円
副団長	69,000円	副団長	44,500円
分団長	50,500円	分団長	32,500円
副分団長	45,500円	副分団長	29,300円
部長及び班長	37,000円	部長及び班長	23,700円
団員	36,500円	団員	23,100円
災害支援団員	5,000円		

(別表第1関係)

(8) 出動報酬における「水火災又は地震等の消防活動に従事したとき」の額を標準額に改めます。

(別表第2関係)

(9) この条例は、令和4年4月1日から施行します。

(附則関係)

(10) 下呂市消防団災害支援団員の設置等に関する条例は廃止します。

(附則第2項関係)